

別表一(二)

24欄及び28欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

署受 税印	平成 年 月 日 税務署長殿	所 管	業 種 目	概 況 書	要 否	別 表 等	※ 税 務 署 理 理 欄	青色申告	一連番号	整理番号	事業年度 (至)	売上金額	申告年月日	申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分	通信日付印	確認印	省略	年 月 日	年 月 日
納税地	電話() -	事業種目	期末現在の 出資金の額	円																			
(フリガナ)		法人名	経理責任者 自署押印																				
(フリガナ)		代表者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等																				
代表者 住 所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書																				

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

翌年以降 送付要否	要	否
適用額明細書 提出の有無	有	無
税理士法第30条 の書面提出有		
税理士法第33条 の2の書面提出有		

平成 年 月 日

所得金額又は欠損金額 (別表四「46の①」)	1	十億	百万	千	円	この申告によ る	所得税等の還付金額 (46)	12	十億	百万	千	円
法人税額 (34)又は(37)	2						欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	13				
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「21」+別表六(七)「16」+別表六(八)「17」+ 別表六(九)「20」+別表六(十)「23」+別表六(十二)「22」+ 別表六(十三)「32」+別表六(十八)「4」+別表六(十九)「22」+ 別表六(二十)「21」+別表六(二十五)「24」+別表六(二十六)「12」)	3											
差引法人税額 (2)-(3)	4											
リース特別控除取戻税額 (別表六(十三)「30」+別表六(十六)「30」+ 別表六(二十)「30」+別表六(二十三)「30」+ 別表六(二十六)「30」+別表六(三十)「31」)	5											
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三 (二の二)「25」+別表三(三) 「20」+別表三(四)「14」)	6				0 0 0							
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)	7				0 0							
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8											
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9											
控除税額 (((8)-(9))と(44)のうち少ない金額)	10											
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11				0 0 0							
法人税額の特例税率の適用がある場合 (1)のうち年800万円 相当額以下の金額 800万円× $\frac{1}{10}$	24				0 0 0		かでの損失又は災害損失金 (24)の18%相当額	31				
(1)のうち(24)を超え年 10億円相当額以下の金額 99,200万円× $\frac{1}{10}$	25				0 0 0		(25)の22%相当額	32				
(1)のうち年10億円 相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{10}$	26				0 0 0		(26)の26%相当額	33				
所得金額(1) (24)+(25)+(26)	27				0 0 0		法人税額 (31)+(32)+(33)	34				
(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{10}$ 相当額のうち少ない金額	28				0 0 0		(28)の18%相当額	35				
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(28)	29				0 0 0		(29)の22%相当額	36				
所得金額(1) (28)+(29)	30				0 0 0		法人税額 (35)+(36)	37				
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38				0		譲渡税額	40				0 0
同 (別表三(二の二)「28」)	39				0							
控除税額の (別表六(一)「6の③」)	42											
外国税額 (別表六(二)「21」)	43											
計 (42)+(43)	44											
控除した金額 (10)	45											
控除しきれなかった金額 (44)-(45)	46											

法 0301-0102

税 理 士
署 名 押 印

(印)

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分………平成二十三・六・三十以後終了事業年度分